

令和3年3月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官  


平成31年(ワ)第2928号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年1月12日

判 決

5

原 告 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同代表者代表取締役 [REDACTED]

10 上記両名訴訟代理人弁護士 太 田 賢 志

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目16番12号

被 告 豊トラスティ証券株式会社

(旧商号 豊商事株式会社)

同代表者代表取締役 安 成 [REDACTED]

15 同訴訟代理人弁護士 土 橋 正

主 文

1 被告は、原告 [REDACTED] に対し、227万2720円及びこれに対する平成30年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 [REDACTED] に対し、1601万9055円及びこれに対する平成30年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、原告 [REDACTED] に生じた費用の5分の3及び被告に生じた費用の10分の1を原告 [REDACTED] の負担とし、原告 [REDACTED]

20 に生じた費用の2分の1及び被告に生じた費用の10分の

25 4を原告 [REDACTED] の負担とし、その余を被

告の負担とする。

5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

### 事実及び理由

#### 第1 請求

5 1 被告は、原告 [REDACTED] に対し、569万1801円及びこれに対する平成30年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告は、原告 [REDACTED] に対し、3131万4213円及びこれに対する平成30年9月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 第2 事案の概要

##### 1 事案の要旨

原告らは、商品先物取引業及び金融商品取引業を営む被告において取引口座を開設して、原告 [REDACTED] (原告 [REDACTED] の代

表取締役であるが、以下、原告 [REDACTED] 個人を指して「原告 [REDACTED]」という。)

15 は外国為替証拠金取引を、原告 [REDACTED] (以下、「原告会社」といい、同社代表者としての原告 [REDACTED] については単に「[REDACTED]」といふことがある。)は外国為替証拠金取引及び商品先物取引を行っていた。

本件は、原告らが、上記各取引について、被告の従業員が原告らに対し、①適合性原則違反の勧誘、②新規委託者保護義務違反の勧誘等、③説明義務違反による勧誘、④一任売買、及び⑤過当頻繁売買・無意味な特定売買という一体的な不法行為を行い、原告らに別紙2(建玉分析表)記載の取引を行わせたと主張して、被告に対し、民法709条又は715条1項に基づき、(1)原告 [REDACTED] については外国為替証拠金取引により被った損金518万1801円及び弁護士費用51万円の合計569万1801円、(2)原告会社については外国為替証拠金取引により被った損金1787万6313円、商品先物取引により被った損金1059万7900円及び弁護士費用284万円の合計3131万421

3円、並びにこれらに対する最終取引日である平成30年9月10日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

5 (1) 当事者等

ア 原告 [ ] は、昭和 [ ] 年生まれの男性であり、四年制大学の卒業後、[ ]  
[ ] で [ ] となり、その後、平成 [ ]  
年に原告会社を設立した（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）。

10 イ 原告会社は、平成 [ ] 年1月に設立され、主に [ ] の宿泊サービスの提供や観光ツアー等の事業を営む株式会社である。原告会社の代表取締役は、平成 [ ] 年の設立以来、[ ] である（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）。

15 ウ 被告は、昭和32年に設立された商品先物取引業及び金融商品取引業を営む株式会社である。被告は、昭和46年に商品取引員の許可を受けて商品先物取引業を開始し、平成22年11月からは株式会社東京金融取引所において外国為替証拠金取引（被告におけるサービス名は「Yutaka 24」）を開始した。

20 被告は、令和2年11月1日、その商号を豊商事株式会社から現商号に変更した。

25 被告の従業員である [ ]（以下「[ ] という。）, [ ]（以下「[ ] という。）, [ ]（以下「[ ] という。）, [ ]（以下「[ ] という。）, [ ]（以下「[ ] という。）及び [ ]  
[ ]（以下「[ ] という。）は、いずれも原告らが被告と取引をしていた当時、原告らに関する営業を担当していた者である（以下これらの者を「被告従業員」ないし「被告従業員ら」ということがある。）。

（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）

(2) 外国為替証拠金取引と商品先物取引

ア 外国為替証拠金取引（いわゆるFX取引）は、取引当事者が、あらかじめ外国為替の取引価格を取引対象として約定した数値（約定価格）と、これより将来の時点における現実の外国為替の取引価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約するデリバティブ取引である（金融商品取引法2条20項、取引所為替証拠金取引に関する同条21項参照）。顧客は、取引に必要な資金の全額を用意することなく、担保となる一定金額の証拠金を預託することにより取引が可能であり（証拠金取引）、反対売買による差額の授受により決済が行われる（差金決済）。

10 (弁論の全趣旨)

イ 商品先物取引は、商品取引所の定める基準及び方法に従って、商品市場において行われる、当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であって、当該売買の目的物となっている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によって決済することができる取引である（商品先物取引法2条3項1号）。これも上記アと同様に、顧客は、取引に必要な資金の全額を用意することなく、担保となる一定金額の証拠金を預託することにより取引が可能であり（証拠金取引）、反対売買による差額の授受により決済が行われる（差金決済）。

顧客は、主務官庁（経済産業省、農林水産省）からの許可を受けた商品先物取引業者（受託取扱業者）に口座を開設し、当該業者を通じて商品取引所で自己の取引を行う。

20 (弁論の全趣旨)

(3) 原告 [ ] に係る取引開始の経過

ア [ ] は、平成25年2月26日、原告 [ ] に対して電話で、外国為替証拠金取引を開始するよう勧誘し、一度面談して話を聞いてもらえないかどうかと質問した。

原告 [ ] は、 [ ] の質問に対し、自らが [ ] で事業を営んでいることから、面談して話を聞くことは難しい旨を述べたところ、 [ ] が原告 [ ] の上京の際に面談をすることを希望したことから、原告 [ ] が上京する予定のあった同年3月6日に、 [ ] で面談することとなつた。

(争いのない事実のほか、弁論の全趣旨)

イ 原告 [ ] と、 [ ] 及び [ ] の上司であった [ ] は、平成25年3月6日、 [ ] のカフェで面談し、主に [ ] が原告 [ ] に対して外国為替証拠金取引を開始するよう勧誘した。

原告 [ ] は、同月11日、被告の提供するウェブサイトにおいて、外国為替証拠金取引に用いる口座（以下「[ ] 口座」という。）を開設する手続をした。

(争いのない事実のほか、弁論の全趣旨)

ウ 原告 [ ] は、平成25年3月19日、 [ ] 口座に100万円を振込送金して、外国為替証拠金取引を開始した。

同日以降に行われた原告 [ ] の外国為替証拠金取引の具体的な取引の内容は、別紙3（建玉分析表）のとおりである。

(争いのない事実のほか、弁論の全趣旨)

#### (4) 原告会社の外国為替証拠金取引に係る取引開始の経過

ア 原告 [ ] は、平成27年1月頃、原告会社の顧問税理士から、外国為替証拠金取引を行うのであれば原告会社名義での取引がよいと勧められたことから、同月30日、原告会社名義で外国為替証拠金取引を行うための口座設定約諾書を作成し、同取引に用いる口座（以下「会社FX口座」という。）を開設する手続をした（争いのない事実のほか、乙2、3、弁論の全趣旨）。

イ 原告会社は、平成27年8月11日、会社FX口座に200万円を振込

送金して、外国為替証拠金取引を開始した。

同日以降に行われた原告会社の外国為替証拠金取引の具体的な取引の内容は、別紙4（建玉分析表）のとおりである。

（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）

5 (5) 原告会社の商品先物取引に係る取引開始の経過

ア 被告従業員（このとき ■ に対して商品先物取引を勧誘した被告の従業員が誰であったかについては、争いがある。）は、平成28年9月頃、■ ■ に電話で、商品先物取引又は取引所株価指数証拠金取引（被告におけるサービス名は「ゆたかCFD」）を開始するよう勧誘した。

10 ■ は、被告従業員の勧誘に応じ、商品先物取引又は取引所株価指数証拠金取引に関する説明を受けるため、平成28年9月29日に面談することとなった。

（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）

イ ■ と、■ 及び ■ は、平成28年9月29日、■ のカフェで面談し、主に ■ が取引所株価指数証拠金取引の開始を勧誘し、■ は、同日、同取引に用いる原告会社の口座を開設する手続をした。

なお、原告会社は、取引所株価指数証拠金取引に関しては、具体的な取引を行っていない。

（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）

ウ ■ と、■ 及び ■ は、平成28年9月29日の面談の際、商品先物取引が話題に上ったことから、さらにその翌日に商品先物取引の口座開設手続をすることとした。

■ は、同月30日、商品先物取引に用いる原告会社の口座（以下「会社先物口座」という。）を開設する手続をした。

25 （争いのない事実のほか、乙28ないし30、42、43、弁論の全趣旨）

エ 原告会社は、平成28年10月20日、商品先物取引を開始した。

同日以降に行われた原告会社の商品先物取引の具体的な取引の内容は、別紙5（建玉分析表）のとおりである。

（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）

5 (6) 取引の終了

原告会社の外国為替証拠金取引は、平成30年8月10日、トルコリラの暴落を受けてロスカットにより終了した。

また、原告 [ ] は、同日以降、原告会社の商品先物取引及び原告 [ ] の外国為替証拠金取引をいずれも行わず、同年9月10日にこれらの全取引が決済されて終了した。

[ ] 口座で行われた取引において原告 [ ] に生じた損金の額は、518万1801円である。

他方、原告会社に生じた損金の額は、会社FX口座で行われた取引において1787万6313円、会社先物口座で行われた取引において1059万7900円であり、その合計は2847万4213円である。

（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）

15 3 本件の争点

本件の主たる争点は、次のとおりである。

- (1) 被告又は被告従業員らによる不法行為の成否（争点1）
- (2) 原告らの損害の額（争点2）
- (3) 過失相殺（争点3）

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（被告又は被告従業員らによる不法行為の成否）について  
(原告らの主張)

ア 原告らと被告との間で行われた取引については、別紙2（建玉分析表）のとおりであり、本件における事実経過は、別紙6（事実経過に関する主

張対照表)の「原告」欄に記載したとおりである。

#### イ 不法行為

一般の顧客が業者に委託して証拠金取引を行う場合には、類型的に、業者の勧誘に始まり、証拠金取引委託契約の締結、同契約に基づく具体的な建玉、終局的な取引の手仕舞いという一連の過程をとるところ、一般的の委託者を保護するためには、この一連の過程の全てについて適切な規制が必要不可欠である。このため、被告従業員らの行為が注意義務に違反して不法行為を構成するかについては、このような一連の過程を全体として考察して判断することが必要である。

#### (ア) 適合性原則違反

本件で行われている取引は、差金決済により精算されるものであるから、これを行う一般投資家にとって、購入自体に意味があるのではなく、金融商品としての性質に注目して行われるものである。そして、広く金融商品に関与する者は、その商品に見合った財産、知識、情報収集能力、これらを的確に分析して自己の行動を判断する能力、十分な分析をなし得る時間、経験等が必要である。これらが十分でない者は、当該金融商品を購入してリスクを負う適格性がない。

そこで、金融商品について豊富な知識、情報及び経験を有し、一般投資家に対して当該金融商品を勧誘する者は、勧誘しようとしている金融商品の性質に照らして、顧客が十分な知識、情報の収集・分析の能力、判断能力、経験及び財産を有しているか否か、勧誘しようとしている金融商品が勧誘対象者の投資の目的に沿つたものであるかを調査し(顧客熟知義務)、これが十分でない場合や、顧客の目的とは異なる金融商品を勧誘することとなる場合には、勧誘自体を行ってはならない(適合性原則)。これらは、金融商品取引法40条1号、商品先物取引法215条、金融庁の各種監督指針やガイドラインなどにも定められており、金

融商品を勧誘する者が顧客に対して負っている、最も基本的な注意義務の一つである。

5 外国為替証拠金取引や商品先物取引は、相場変動が大きくリスクの高い取引であり、専門的な知識を有しない委託者には的確な投資判断を行うことが困難な取引であるにもかかわらず、被告従業員らは、これらの取引の知識、経験を全く有しておらず、また、ハイリスクの証拠金取引に積極的な投資意向も有していなかった原告らに対し、その資産・収入状況に照らして、明らかに過当、過量な取引を勧誘した。

10 したがって、被告従業員らの勧誘は、適合性に著しく反する違法なものである。

#### (イ) 新規委託者保護義務違反

15 受託取扱業者及びその外務員は、委託者が真に自己の相場判断に基づく注文をなし得るような知識、経験を蓄積させるとともに、委託者を保護、育成し、委託者が十分な自主的判断をなし得るまで、委託者に不測の損害を被らせないように建玉を抑制し、過大な取引をさせたり、過大な取引を行うことを勧誘したりしないようとする新規委託者保護義務を負っている（民法1条2項、商法552条2項、644条、金融商品取引法36条等参照）。

20 被告従業員らは、専門的知識のない新規委託者であった原告らに対し、それぞれ不招請勧誘を行って外国為替証拠金取引及び商品先物取引を開始させるとともに、その直後から両建取引を行わせ、その後も両建状態を維持させながら、約半数が保有日数7日以内という極めて頻繁な売買を多数回にわたって勧誘して不当な過当頻繁売買の勧誘を繰り返しており、その合計取引枚数は1万7587枚、新規建玉の総取引高が114億円以上に達している。

25 したがって、被告は、一任状態を利用して、新規委託者である原告ら

が理解・把握することが不可能な極めて異常ともいべき大量の取引をさせ、これにより原告らが預け入れた証拠金のほぼ全額である約3616万円を手数料に転化させて収入を得ている。そして、これらの事情に照らせば、本件の外国為替証拠金取引及び商品先物取引に関して、新規委託者保護義務に反する違法な勧誘が行われたことは明らかである。

なお、被告は、新規委託者保護義務が、ガイドラインや被告の内規によるものであるかのように主張する。しかしながら、かかる義務は、受託取扱業者が委託者に対して、善管注意義務・誠実公正義務に基づいて負う義務であって、その趣旨に鑑みれば、ガイドラインや内規の有無と義務違反とが直接関係するものではない。

また、被告は、金融商品取引においては新規委託者保護義務が存在しないと主張するが、仕組みが複雑で投機性の高い証拠金取引を業として勧誘するに当たり、新規委託者を保護すべき要請は、商品先物取引においても金融商品取引においても差はないのであるから、いずれの取引においても新規委託者保護が存するというべきである。

#### (ウ) 説明義務違反

本件で行われているような金融商品取引を勧誘する業者等は、取引の勧誘にあたって、取引の仕組み、リスク等について、被勧誘者の理解力に応じた説明を尽くす信義則上の義務がある（現行の金融商品取引法38条9号、金融商品取引業等に関する内閣府令117条1項等参照）。

本件において、被告従業員らは、原告 [ ] に対して、「やったことがなくても被告従業員が手とり足とり教えるから大丈夫です。」などと述べるのみで、取引の仕組みやリスクを十分に説明することなく取引を開始させ、さらに、過当頻繁売買を行えば徴収される手数料を上回る利益を上げることが相当に困難となること、特定売買（両建て、直し、途轉、日計り、不抜け）及びこれを繰り返すことには大きなリスクが存在する

ことなどについて、原告らが理解できるような説明をしないまま、頻繁にこれを行わせた。その結果、被告従業員らは、新規委託者である原告に対し、ほぼ全額が被告の手数料である多額の損害を被らせたものである。したがって、被告従業員らの勧誘には、説明義務違反が認められる。

なお、被告は、本件で行われた取引について、説明をすべき義務はない、説明を実施しており義務を履行していると主張するようである。しかしながら、本件のように極めて頻繁な取引を勧誘するのであれば、当然にその実質的リスクを顧客に説明する義務があるというべきである。また、本件では、取引による売買損失はほとんど生じておらず、相場観を完全に反転させた取引を行ったとしても3000万円以上の損失が生ずることになるのであるから、過当取引や特定売買によるリスク等について十分な説明をすることなく、多数回にわたる特定売買を含む過当取引を勧誘していたというべきである。

#### (エ) 一任売買

証拠金取引は、顧客の利益と対立する取引業者の外務員に一任されると、過当売買、頻繁売買その他顧客の利益を害する取引が行われる危険性が高いことからすれば、売付け又は買付けの区別等につき顧客の具体的な指示を受けないで行う取引（一任取引）を受任してはならないことは、受託取扱業者及び外務員が契約上負う基本的な義務である。

原告■は、これまでに取引経験がなく、日中は原告会社の事業として海上で旅行客向けのガイドを行っているのであるから、多種多様な銘柄の価格変動をそれぞれ把握した上で、自らの意思で外務員に指示して取引を行うことはできない。

したがって、原告■は、被告従業員らからの指示に従って取引を行っていたものであり、本件で行われていた取引は全て一任売買ないし実

質的な一任売買である。

(オ) 過当頻繁売買及び無意味な特定売買

本件の外国為替証拠金取引及び商品先物取引の客観的な経過からすれば、原告らの知識不足、経験不足及び理解欠如に乗じて、被告従業員らが手数料稼ぎを行ったことは明らかである。

本件の各取引の内容について、その客観的な経過は別紙1「証拠金取引総合分析シート」に記載したとおりであり、月間回転数、特定売買比率及び損金に占める手数料の割合（手数料化率）が非常に高い。特に、本件の各取引では、両建てが新規取引件数の半数を超える、手数料額が321.7万円にも上っている。そして、この手数料額は、損失額の9.5パーセントを超える割合となっているなどの点で異常である。

また、保有日数をみても、約半数の建玉が7日以内に仕切られており、このことからも、被告が、原告らに対し、手数料稼ぎのために顧客の採算を度外視した取引を勧誘していたというほかない。

さらに、本件の各取引では、両建ての同時仕切りが複数回にわたり行われているところ、両建ては、損失を一時的に固定して、その後の価格変動に応じて一方を売買して利益を追求しようとする取引なのであるから、これを同時に仕切つてしまつては何の意味もない。すなわち、両建ての同時仕切りは明らかに必要性がない不合理な取引であり、単に売り買い双方の手数料が損計算として蓄積されるだけとなる。それにもかかわらず、このような取引が複数回にわたって行われていることは、被告が取引の仕組みについて十分な説明を行わず、その対価として過大な手数料を取得していたことを裏付けるものである。

ウ 被告の責任

被告従業員らによる一連の行為については、悪質な違法行為として不法行為が成立するが、本件の各取引の経過、態様や、本件に限らず被告の

従業員らの違法勧誘行為を認定した裁判例が積み重なっていること等に照らすと、本件が、被告の通常の受託業務とは異質な偶發的なものであると考えることはできない。むしろ被告の営業方針、営業姿勢に由来する構造的現象ともいべきものであるから、被告は、固有の不法行為責任を負う（民法709条）。

また、被告従業員らの不法行為が被告の事業の執行としてされたものであることは明らかであるから、被告は、被告従業員らの使用者として、不法行為責任を負う（民法715条1項）。

（被告の主張）

ア 本件における事実経過は、別紙6（事実経過に関する主張対照表）の「被告」欄に記載のとおりである。

イ 原告らが主張する不法行為について

本件の各取引について、被告及び被告従業員らには、以下のとおり何らの不法行為も成立せず、一体的な不法行為が問題となる余地はない。

（ア）適合性原則違反

適合性の原則は、外国為替証拠金取引については金融商品取引法40条1号、商品先物取引については商品先物取引法215条がそれぞれ定めているが、その内容はおおむね同じであり、その基準は、顧客の「知識」、「経験」、「財産状況」及び「契約締結目的」である。

a 原告 [ ] との関係

原告 [ ] は、平成25年3月6日、 [ ] 及び [ ] から2時間以上にわたって外国為替証拠金取引の説明を受けており、また、同月11日には「私は、貴社から取引所証拠金取引に関する説明書（別途取引の仕組み等を開設した書類を交付した場合は当該書類を含みます）を受領（電子的受け取りを含む）し、当該取引の内容等について十分把握し、私の判断と責任において当該取引を行います」と回答するなど、

5 外国為替証拠金取引について十分な知識があることを自認している。

また、原告 ■■■ は、平成25年3月19日から同月中に4回、4月中に6回、5月中に22回、6月中に19回の取引を行い、経験を十分に積んだ。

さらに、原告 ■■■ は、被告に対し、税込年収1000万円以上、預貯金等金融資産1000万円以上と申告しており、所有不動産として土地建物1000万円以上を有すると申告している。そうすると、その財産状況からみても適合性を欠くものではない。

10 加えて、原告 ■■■ は、投資目的を「スワップポイント」、「売買損益」としているから、そのような目的を有する原告 ■■■ に外国為替証拠金取引を勧誘しても適合性を欠くとはいえない。

b. 原告会社との間の外国為替証拠金取引関係

原告会社については、取引を担当していた ■■■ (原告会社代表者) の知識等を基準として適合性を判断すべきである。

15 そして、 ■■■ が十分な知識、経験を有していたことは、前記aのことおりである。また、原告会社は、その取引の目的について「スワップポイント」、「売買損益」としているから、適合性を欠くとはいえない。

そして、会社は、その資産運用について自ら合理的判断を行うものであるから、当該法人の資産の多寡は適合性判断に影響を与えるものとはいえない。

c. 原告会社との間の商品先物取引関係

取引担当者である ■■■ の知識等を基準として適合性を判断すべきことと、 ■■■ が十分な知識、経験を有していたこと、当該法人の資産の多寡は適合性判断に影響を与えないことは、前記bと同様である。

被告は、後記(イ)記載のとおり、新規委託者保護措置を通じて商品先

物取引の経験を適切に積むことができるようになっていた。また、株式会社である原告会社においてレバレッジの高い商品先物取引を行う目的は、投機以外にあるはずがないから、本件で行われた商品先物取引が適合性を欠くとはいえない。

5 (イ) 新規委託者保護義務違反

a 商品先物取引

商品先物取引における新規委託者保護措置については、経済産業省の「商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン」（甲4）において定められ、公序として運用されていた。同ガイドラインによれば、取引経験のない新規委託者については、原則として取引開始から3か月間を目途として、建玉に用いることのできる証拠金の額を、委託者が申告した投資可能資金額の3分の1までと制限する定めがあった。

このガイドラインは、平成23年1月の商品先物取引法の改正によって廃止されたが、被告においては、社内規定により、同ガイドラインと同様の考え方を踏襲している。

したがって、原告らは、被告の社内規定やガイドラインに違反する点を具体的に主張立証すべきであるが、これをすることなく同義務違反をいうにとどまっており、失当である。

20 b 外国為替証拠金取引

前記aと異なり、外国為替証拠金取引を含む金融商品取引においては、新規委託者保護措置そのものが定められていない。特に、本件のようにインターネット取引が行われているような場合には、委託者の注文が自動的に取引所に伝達されることになるところ、新規委託者が多額の取引を行った場合に、金融商品取引業者において、何らの基準なくこれを防止することは不可能である。

したがって、外国為替証拠金取引に関しては、原告らのいう新規委託者保護義務は存在しないというべきである。

(ウ) 説明義務違反

原告らは、被告従業員らから十分な説明を受けて、取引の仕組みやリスクを理解していた。原告らは、本件で行われた取引に関する説明がされなかつたことや説明を受けたが理解できなかつたことを何ら具体的に主張立証していないから、失当である。

(エ) 一任売買

原告らは、一任売買についての一般論を主張するにすぎず、取引が一任されていたことについて何ら具体的な主張をしていない。また、原告らは、外国為替証拠金取引において、自らインターネットを通じて注文をしているのであるから、いかなる意味においても、一任売買はあり得ない。

(オ) 過當頻繁売買及び無意味な特定売買

a 原告らが問題とする月間回転率、特定売買比率、手数料化率、保有日数等は、原告 [ ] の外国為替証拠金取引、原告会社の外国為替証拠金取引及び原告会社の商品先物取引を合算してする主張であるところ、これは市場も主体も異なる3つの取引を区別せずにする主張であり、失当である。

b 外国為替証拠金取引は、日計りで短期に利益を得ることが中心的な取引仕法であるし、原告らが外国為替証拠金取引で行った両建てを中心とする特定売買は、原告 [ ] が、自己の判断でインターネットを用いて行った取引であり、被告に帰責されるべきものでもない。

また、同じ手数料の額であっても、損金を減らせば手数料化率は上がる事になるのであるから、手数料化率が高いことが取引の不当性を示すものともいえない。

さらに、建玉をどの程度の期間維持するかは、建玉をした時点での思惑とその後の結果、その結果を受けての思惑によるものであり、保有日数の長短それ自体には意味がない。

これらに照らすと、原告らが主張する数値基準である月間回転率、特定売買比率、手数料化率、保有日数の主張は、いずれも過当な頻繁売買や無意味な特定売買の主張とは無関係である。

c 原告らは、両建ての同時決裁があることを指摘し、これが不合理であると主張する。しかしながら、相場動向の予測と判断は顧客自ら決定するものであり、両建玉を決済する目的も様々あり得るものである。かえって、顧客が両建てを同時に決済したいと申し出たときに、取引業者が当該決済注文を拒否したとすれば、「仕切り拒否」などの違法行為となる。

なお、原告 [ ] は自ら両建てをその取引仕法として用いる旨の申告をした上で両建てを開始している上、本件で行われた両建ての同時仕切についても追加証拠金対応等の目的によって行われたものであるから、いずれも合理的な取引であったというべきである。

## (2) 争点(2) (原告らの損害の額)について

### (原告らの主張)

#### ア 原告 [ ]

原告 [ ] は、被告及び被告従業員らの不法行為によって、外国為替証拠金取引により 518万1801円の損金が発生し、また、本件訴訟追行のために 51万円の弁護士費用を支出した。

#### イ 原告会社

原告会社は、被告及び被告従業員らの不法行為によって、外国為替証拠金取引により 1787万6313円及び商品先物取引により 1059万7900円の合計 2847万4213円の損金が発生し、また、本件訴

訟追行のために28.4万円の弁護士費用を支出した。

(被告の主張)

争う。

(3) 争点(3)（過失相殺）について

(被告の主張)

ア 外国為替証拠金取引

本件の各取引のうち外国為替証拠金取引は、インターネット取引であり、原告らが自らの意思で入力して注文したものである。たとえ原告らが被告従業員から情報提供や提案を受けていたとしても、原告らは、最終的には自らの判断で取引を行ったものである。原告 [ ] は、自己の相場観に基づいて的確に取引する能力を備えていたのであって、手数料についてもインターネット上で確認してこれを把握しながら取引をしていた。

そうすると、原告らは、外国為替証拠金取引の仕組みやリスクを十分に理解した上で、自らの判断に基づいて取引を行ったものであるから、それにより損失が生じたとしても被告が責任を負うべき理由はないし、仮に不法行為が成立するとしても、原告らには大幅な過失相殺が認められるべきである。

イ 商品先物取引

本件で商品先物取引を行ったのは原告会社のみである。原告会社は、法人として資金運用のために取引をしたものであり、会社は的確な投資判断ができる主体であって、特にコストとなる手数料の額を考えた上でその損得を判断することができるはずである。

原告会社は、その取引担当者である [ ] において、長期間、外国為替証拠金取引の経験を積んだ上で商品先物取引を開始したものであり、その基本的な仕組みは知悉していたというべきである。

そうすると、原告会社の取引によって損失が生じたとしても被告が責任

を負うべき理由はないし、仮に不法行為が成立するとしても、原告会社には大幅な過失相殺が認められるべきである。

(原告らの主張)

本件の各取引において原告らに生じた被害は、相場予測が外れたり、あるいはハイリスクな先物取引の危険性が顕在化したりしたことにより生じたものではない。すなわち、本件の各取引は、損失に占める手数料の割合が10%に近く、全く正反対の取引を行っていたとしてもほとんど同額の損失が発生することから、これらの損失は、証拠金取引の商品性から生ずるリスクとはほとんど無関係であり、むしろ、手数料稼ぎの違法性との因果関係が強固である。

また、本件の各取引では、當時両建てが維持されているにもかかわらず、他方で頻繁売買が行われていることからも見て取れるように、実際には様子を見るために両建取引が行われているわけではなく、単に証拠金を手数料に転化させる手段として両建取引が用いられていたにすぎない。

被告従業員らは、本件と同種の違法行為を行い、別件訴訟でも損害賠償請求が認容されているなど、繰り返し違法行為を行っていることも重視すべきである。

以上のとおり、本件の各取引は、通常の証拠金取引被害事案とは異なる特徴があり、被告従業員らの勧誘・受託の違法性は顕著であり、過失相殺をすることは、公平の観点から不当であり、行われるべきではない。

### 第3 爭点に対する判断

#### 1 認定事実

前記前提事実（前記第2の2）のほか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告 [ ] は、昭和 [ ] 年生まれの男性であり、平成 [ ] 年に原告会社を設立して同社の代表取締役を務めている。原告会社は、[ ] での宿泊及び観光

ツアー等の事業を営んでいる。

原告 [ ] の平成25年当時の課税所得は600万円程度であり、それ以前に投資信託や債券を購入した経験はあったものの、投機性の高い証拠金取引や商品先物取引の経験も知識もなかった。また、原告会社としても、証拠金取引等の投資の経験はなかった。

(前提事実(1) 甲27, 30, 原告[ ]本人)

(2) [ ] は、平成25年2月26日、原告[ ]に対して電話で、「FXに興味ありますか。」などと告げて外国為替証拠金取引の勧誘を行った。

原告 [ ] は、[ ]に対し、「会って話を聞いてもよいが、[ ]まで来るのかい。」、「3月6日に[ ]のカフェに行くので、8時に会おう。」などと述べた。

原告 [ ] と、[ ] 及び [ ] は、同年3月6日、[ ] のカフェで面談し、[ ] は、原告[ ]に対して「取引所為替証拠金取引説明書」(乙4)、「Yutaka24取引ガイド」(乙5)、「Yutaka24取引要綱」(乙6)、「為替証拠金取引口座設定約諾書」(乙7)の用紙をそれぞれ交付した。また、[ ] は、追証制度やロスカット制度、元本欠損、元本超過損失が発生する可能性があること等のリスクについて、紙に取引例を示しながら説明し、[ ] が「Yutaka24取引ガイド」(乙5)の最終頁に記載されている「重要事項説明書」を読み上げた。

原告 [ ] は、「為替証拠金取引口座設定約諾書」に所定の事項を記入したうえで署名押印し(乙7)、また、「Yutaka24口座開設申請書兼本人確認書」(乙10)に署名し、これらを[ ] 及び [ ] に交付した。

以上の面談は、おおむね2時間程度をかけて実施された。

(甲27, 乙4ないし7, 10, 6.4, 6.5, 証人[ ], 弁論の全趣旨)

(3) 原告 [ ] は、平成25年3月11日、自宅のコンピュータを用いて、被告のウェブサイトの申込み画面に自らの情報を入力した上で、画面に表示され

た「Yutaka24取引の危険性についての説明を読み、内容を理解されましたか。」、「Yutaka24取引ガイドの説明を読み、内容を理解されましたか。」などの重要事項に対して、いずれも同意する操作をした。

5 [ ] は、被告における通常の取扱いに従い、被告のコンプライアンス部の従業員である [ ] (以下「[ ]」という。)に対し、口座開設に係る説明等の内容が十分であったかどうかを確認するよう求めた。

[ ] は、原告 [ ] に対して電話で、同人の取引に関する説明の内容等について質問し、これに対し原告 [ ] は、理解している旨を回答した。

10 原告 [ ] と [ ] の上記電話の後、被告の社内審査が行われ、取引限度額を1400万円と定めて原告 [ ] との取引が許可された。その際、原告 [ ] を担当する課長であった [ ] は、部下である [ ] に対し、原告 [ ] が遠方に居住することから、同人に対する積極的な取引の勧誘は行わないよう注意を与えた。

(甲27、乙1、8、9、64、65、証人 [ ]、原告 [ ] 本人)

15 (4) 原告 [ ] は、平成25年3月19日、[ ] 口座に証拠金100万円を送金して、外国為替証拠金取引を開始した。

20 原告 [ ] は、平成25年3月19日に買玉を10枚注文し、また、同日、値動きに応じて売玉を10枚注文する予約を行い、取引開始から3日後である同月22日に、値動きに従って前記の売玉の予約注文が実行されたことにより、売り買い10枚ずつの両建取引となった。

(争いのない事実のほか、甲27、証人 [ ]、弁論の全趣旨)

25 (5) [ ] は、平成25年6月頃に被告を退社し、以後、[ ] 又は [ ] が原告 [ ] を担当することとされたものの、[ ] 又は [ ] が原告 [ ] に対して積極的に取引を勧誘することではなく、原告 [ ] は平成26年2月4日にその当時の建玉(売建玉5枚)を決済して、被告での取引を中断した(甲27、証人 [ ] 証人 [ ]、原告 [ ] 本人、弁論の全趣旨)。

(6) 原告 [ ] は、平成26年12月頃に [ ] と電話で会話し、それ以降、再び外国為替証拠金取引を行うようになった。

原告 [ ] は、平成27年1月24日に [ ] と面談を行い、税理士から原告会社の名義で取引を行った方がよいとのアドバイスを受けたことを伝えた。

この際、原告 [ ] は、 [ ] に対して、原告会社名義の外国為替証拠金取引に用いる口座（会社FX口座）を開設しても、同年夏までの間は、余裕資金がないから、勧誘をされても取引をすることはできないと伝えていた。

[ ] は、会社FX口座の開設の手続を進めることし、同月30日、再び原告 [ ] と面談したうえで「取引所為替証拠金取引説明書」（乙11）、「Yutaka24取引ガイド」（乙12）、「Yutaka24取引要綱」（乙13）及び「重要事項説明書」（乙14）などを交付し、「為替証拠金取引口座設定約諾書」に署名押印した（乙2）。

また、原告 [ ] は、同日、原告会社の取引指示者を [ ] と定める「金融先物取引指示書」（乙15）を作成し、[ ] に交付した。

以上の面談は、おおむね3時間程度をかけて実施された。

（甲9、乙2、3、11ないし14、17ないし19、証人[ ]）

(7) [ ] は、被告における通常の取扱いに従い、[ ] に対して口座開設に係る説明等の内容が十分であったかどうかを確認するよう求めた。

[ ] は、原告会社の取引担当者としての [ ] に対して電話で、原告会社の取引に関する説明の内容等について質問し、これに対し [ ] は、理解している旨を回答した。

[ ] と [ ] の上記電話の後、被告の社内審査が行われ、限度額を200万円と定めて原告会社との取引が許可された。

（乙17ないし19、弁論の全趣旨）

(8) 原告 [ ] は、会社FX口座の開設後もしばらくの間は、同口座を用いた取引を行わなかったが、平成27年8月11日、同口座に証拠金を送金して取

引が開始され、以降、■口座を用いた取引と、会社FX口座を用いた取引が、並行して行われるようになった。

(争いのない事実のほか、甲27、弁論の全趣旨)

(9) ■は、平成28年9月27日、■との電話の際に面談を申入れ、同月29日に面談を行うこととなった。

■と、■及び■は、同日の面談において、取引所株価指數証拠金取引に係る原告会社の口座開設手続を行った(乙23ないし36)。その際、■及び■は、金価格の動向を話題としたほか、原告らのFXでの損失があまりに大きくなっていて、それを取り戻すには商品先物取引を行うべきであり、今が一番いい時期であるから、やらない手はないなどと■に告げ、その結果、原告会社に係る商品先物取引の口座開設手続もを行うこととなった。

(証人■、証人■、原告■本人、弁論の全趣旨)

(10) ■と■は、翌日の平成28年9月30日に再び面談した。

■は、同日の面談において、「契約締結前交付書面」(乙38)、「事前説明書」(乙39)、「お取引の手引」(乙40)などの交付を受けるとともに、「お客様カード(法人取引)」の用紙に、■が自ら、「元本欠損又は元本を上回る損失のおそれがある取引を行う意向」の欄では「ある」に丸を付し、「商品先物取引の仕組を理解していますか?」、「取引を自己責任で行って頂くこと、また営業社員に一任できないことを知っていますか?」などと尋ねる欄では、いずれも「はい」に丸を付するなどして、同カードを作成し(甲10)、これを■に交付した。

また、■は、同日(平成28年9月30日)の面談において「■」より、「事前説明書」(「VI、損失限定取引のしくみ」を除く)を使って商品先物取引について、以下の説明を受け、理解しました。」「1) レバレッジが高いこと、2) 商品市場における相場の変動により損失が生じるおそれがあること、3) 損失は取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある

こと」などと記載されている「事前説明確認書」に署名押印した（乙42）。

また、■は、同日、「現在、貴社でYUTAKA24の取引きをしております。当社は、商品先物取引の通常取引が投機取引であること、元本以上の損失が生じるリスクがあること、YUTAKA24との仕組み等の違いも理解した上で、貴社との商品先物取引の通常取引き開始することを申し出ます。」と手書きした申出書（乙37）を作成し、■に交付した（なお、原告ら以外の委託者が被告に対して提起した訴訟において、この申出書とほとんど同趣旨の記載がされている文書が、当該委託者の作成文書として提出されたことがある。）。

■は、その頃、被告における通常の取扱いに従い、■に対して口座開設に係る説明等の内容が十分であったかどうかを確認するよう求めた。

■は、■に対して電話で、原告会社の取引に関する説明の内容等について質問し、これに対し■は、理解している旨を回答した。

（甲10、15、乙37ないし40、43、44、弁論の全趣旨）

（11）原告会社につき、平成28年10月8日、被告の社内審査において商品先物取引（通常取引）を行うことが許可され（乙44）、■は、原告会社の商品先物取引について■が根保証する旨の承諾書（乙46）を作成したほか、■が自ら「現在、貴社でYUTAKA24の取引をしております。YUTAKA24でも両建てを行っており、両建ての仕組みの違いも理解しております。貴社との商品先物取引の通常取引において、同一銘柄の同限月及び異限月に、同枚数、異枚数の両建ての取引をすることがあります。両建てについてのメリット・デメリットともに理解しております。当社の売買手法の一つとして行うことがありますので申し出ます。」などと手書きした同日付けの申出書（乙47）を交付した（なお、原告ら以外の委託者が被告に対して提起した訴訟において、この申出書とほとんど同趣旨の記載がされている文書が、当該委託者の作成文書として提出されたことがある。）。

(甲15, 乙44ないし45, 47, 弁論の全趣旨)

(12) 原告会社につき、会社先物口座が開設され、[ ]は、平成28年10月20日、商品先物取引（通常取引）を開始した（前提事実(5)エ、甲27）

(13) 原告らが行った本件の各取引については、平成30年8月10日、トルコリラの暴落を受けて、原告会社の外国為替証拠金取引がロスカットで強制的に終了された後、新たな取引を行うことなく、同年9月10日に全取引が終了した（前提事実(6)、甲27、弁論の全趣旨）。

(14) 原告[ ]は、外国為替証拠金取引により533万1489円（手数料の総額は200万6643円）の差損金が発生し、原告会社は、外国為替証拠金取引により2171万6037円（手数料の総額は1676万3112円）、商品先物取引につき1059万7900円（手数料の総額は1743万1400円）の各差損金が発生した。なお、被告から原告らへのキャッシュバック分を差し引いた後の損金の額は、原告[ ]において518万1801円、原告会社において総額2847万4213円（外国為替証拠金取引で1787万6313円、商品先物取引で1059万7900円）である。

（争いのない事実のほか、弁論の全趣旨）。

## 2 爭点1（不法行為の成否）について

(1) 原告[ ]の外国為替証拠金取引

ア 原告[ ]が外国為替証拠金取引を始めるに当たり、被告従業員らが、平成25年3月6日、原告[ ]と面談し、「取引所為替証拠金取引説明書」等の関係書類を交付するとともに、「重要事項説明書」を読み上げるなどして説明を行ったこと、同月11日には、被告のコンプライアンス部の[ ]が、原告[ ]に対し電話をかけ、被告従業員による説明が十分であったかどうかを確認する手続を実施したことは、前記認定のとおりである（前記1(2)・(3)）。

イ しかしながら、原告[ ]は、これまで、外国為替証拠金取引を含め、投

機性の高い証拠金取引の経験も知識も有しておらず（前記1(1)），その取引を開始するきっかけは，被告従業員（■）からの電話による勧誘であり，被告従業員らとの最初の面談（平成25年3月8日）では，関係書類の授受や提出書面への記入も含めて2時間程度の説明を受けるにとどまっている（前記1(2)）。

この面談に関して，原告■は，被告従業員らが手とり足とり教えるから初めてでも大丈夫である旨の勧誘を受ける一方で，取引の仕組み等に関する被告従業員らの説明は，内容が多すぎて，とても1個1個を理解させようとする会話ではなく，「そんなスピードで聞いてもよく分からないよ」というものであったと供述しており（原告■本人・3頁，14ないし15頁），この面談に立ち会っていた被告従業員（■）も，原告■の理解度については，原告■が「まあ，分かった」と述べたことを確認したのみで，そのほか原告■が取引の仕組み等を理解していたことを示す具体的言動はなかった旨を証言している（証人■・23頁）。

ウ また，原告■の取引経過をみると，頻繁に両建てを行っているところ（別紙3参照），両建では，一時的に建玉の損益（値動き）を固定して相場の成り行きを見るという取引の手法であるが，建玉の状況が複雑となり，両建後の仕切りを慎重に行う必要があるほか，手数料がより多額になることから，通常の取引と比して難易度が高いとされている。

しかしに，原告■の取引経過をみると，平成25年3月19日に最初の取引として買玉10枚の注文をする一方で，同日，値動きに応じて売玉を10枚注文する予約も行い，取引開始からわずか3日後（同月22日）には，値動きに従って売玉10枚の予約注文が約定されて，売り買い10枚ずつの両建てとなっている（前記1(4)）。このような取引経過に照らせば，これまで外国為替証拠金取引の経験がなかった原告■が，

両建てが難易度の高い取引であって手数料もかさむことを認識した上で、これを自らの判断に基づいて行ったと認めることは困難であり、むしろ、被告従業員（■）からの説明が、両建てをしておけば損切りを回避することができるという一面に偏した不十分なものであったために、両建て（の予約）をしておけば損失が確定せず、安全であるという不正確な理解のままに、被告従業員らの勧めに従って取引が行われたと認めるのが相当である。

エ さらに、原告■は、手数料に関して、取引には手数料がかかることが自体は認識していたものの、具体的な手数料の額は知らなかつたし、手数料を超える売買益を出さなければ顧客にとっては損失となることすら理解していなかつた旨を供述しているが（原告■本人・30, 33, 34頁等）、この供述は、原告■が手数料のかさむ両建てを頻繁に行っていることからも裏付けられており、信用することができる。そうすると、原告■の手数料に関する理解は、極めて不足しており、この点も被告従業員らの説明が不十分であったことを示しているというべきである。

オ このほか、原告■は、■の退職後に取引数が大幅に減少し、平成26年2月には一旦取引を中断したものの、被告において原告■の担当者の引継ぎがされた後である平成26年12月頃から取引を再開しているのであるが（前記1(5)・(6)）、その際、原告■は、被告従業員（■）の勧誘に従い、従前は米ドル／円のみの取引を行っていたにもかかわらず、その取引銘柄をオーストラリアドル／円、ニュージーランドドル／円、英ポンド／円、トルコリラ／円、米ドル／欧州ユーロなどに拡大している（別紙3参照）。

しかしながら、取引する銘柄（通貨）を拡大すると、値動きのリスクを分散するメリットがあるとされる反面、情報収集や判断をすべき事項が増えて取引が更に複雑化するにもかかわらず、この点に関して、原告■

〔は、被告従業員の勧められるままに銘柄を拡大した旨を供述しており（原告〔本人・6頁以下〕），この時期に被告従業員らから十分な説明が行われたと認めるに足りる的確な証拠はない。

カ 上記イないしオに示した諸事情を総合すると，原告〔は，外国為替証拠金取引について，被告従業員らから原告〔の知識，経験等に応じた十分な説明を受けておらず，同取引に関する理解を欠いたまま，被告従業員らの強い影響の下，その勧誘に従って取引を繰り返していたというべきであり，被告従業員らには，取引を勧誘する業者として求められる説明義務違反があると認められる。〕

10 (2) 原告会社の外国為替証拠金取引

ア 原告〔が外国為替証拠金取引に関する十分な理解を欠いたまま，被告従業員らの強い影響の下，その勧誘に従って取引を繰り返していたことは，前記(1)（原告〔の外国為替証拠金取引）で認定判断したとおりである。〕

他方，原告会社に関しては，一般に，株式会社である以上，営利を目的とし，取引上の合理的な判断をすることが期待されるのであるが，〔〕

〔において宿泊・観光ツアーや等の事業を営む小さな会社であって，会社としての投資取引の経験もない上に（前記1(1)），実際に取引を担当する者（取引指示者）は〔のみである（前記1(6)）。そして，原告会社の取引経過をみても，原告〔の取引と同様に，多数の銘柄（通貨）の取引が頻回に反復継続される状態にあること（別紙4参照），原告〔は，個々の具体的な取引が原告〔個人）として行われるか，原告会社として行われるかは被告の指示に従っていたと供述しており（原告〔本人・7頁），原告〔において両者の区別は意識されていなかったことに照らせば，取引に関する知識・経験や理解度などの面において，原告会社の取引と原告〔の取引との差異はないものと解される。したがって，原告会社（取引指示者である〔）は，原告会社の外〕

国為替証拠金取引についても正確かつ十分な理解を欠いたまま、被告従業員らの強い影響の下、その勧誘に従って取引を繰り返していたというべきである。

イ したがって、原告会社（■）は、原告■と同様に、外国証拠金取引について、被告従業員らから原告十分な説明を受けておらず、同取引に関する理解を欠いたまま、被告従業員らの強い影響の下、その勧誘に従って取引を繰り返していたというべきであり、被告従業員らには、取引を勧誘する業者として求められる説明義務違反があると認められる。

### (3) 原告会社の商品先物取引

ア 原告会社が商品先物取引を始めるに当たり、被告従業員らが、平成28年9月30日、■と面談し、「契約締結前交付書面」等の関係書類を交付するとともに、「事前説明確認書」等への記入を求めながら説明を行ったことや、その頃、被告のコンプライアンス部の■が、■に対し電話をかけ、被告従業員らによる説明が十分であったかどうかを確認する手続を実施したことは、前記認定のとおりである（前記1(10)）。

イ しかしながら、原告会社が商品先物取引を行うに至ったのは、平成28年9月27日の被告従業員ら（■・■）との面談の際に、■が、被告従業員らから、原告らに生じた多額の損失を挽回するためには商品先物取引を行うべきであるなどと勧められたことによる（前記1(9)）。

そして、この勧誘の具体的な内容に関し、原告■本人は、被告従業員らから、インドの婚礼の時期がこれから始まり、その時期には金の価格が下がったことがないなど、利益を得られる見込みが高いことを強調していた旨を供述している（原告■本人・7、8頁）。

この点に関して、原告■本人は、同時期に被告従業員らから勧誘を受けた取引所株価指数証拠金取引（CFD取引）は、プラスアルファの利益を求める取引という説明であったから実際には具体的な取引を行わなか

5 ったのに対し、商品先物取引は、外国為替証拠金取引での損失を挽回するための取引であると告げられたから、具体的取引を行うこととなつた旨を供述しているところ（原告 ■■■ 本人・20頁），この供述内容は、原告会社が実際には CFD 取引を一度も行っていない一方で（前提事実(5)イ），商品先物取引は行なっていること（前記 1 似），原告会社が商品先物取引を開始した頃、原告らの損益の状況は合計 300 万円ほど赤字であったこと（弁論の全趣旨）などの客観的な取引経過とも整合している。これを踏まえると、この時期に商品先物取引を開始すれば利益を得られる見込みが高いことを被告従業員らが強調していたとする原告 ■■■

10 ■■■ 本人の上記供述は、信用することができるものというべきである。

15 そうすると、被告従業員らは、 ■■■ に対し、被告従業員らの勧めに従つて商品先物取引を行うことによって、それまでに生じた原告らの損失を挽回することができるかのように誤認させる不適切な説明を行ったと認めるのが相当である。また、 ■■■ が、高い投機性を有する商品先物取引について、これを外国為替証拠金取引での損失を挽回するために行うという認識を有していたこと自体、 ■■■ の商品先物取引に対する認識・理解が不十分であったことを示すものということができ、その意味でも、被告従業員らによる説明は不十分なものであったというべきである。

20 ウ さらに、実際の取引経過をみても、取引開始後わずか 2 週間で最初の両建てを行い、その後も取引のほぼ全期間にわたって両建てが継続されていることが認められる（別紙 4 参照）。この点に照らしても、原告会社（取引指示者である ■■■ ）が、両建てが難易度の高い取引であって手数料もかかること等について十分に理解をした上で、自らの判断に基づいて行っていたとは認め難い。

25 エ 以上によれば、原告会社（ ■■■ ）は、商品先物取引について、被告従業員らから十分な説明を受けておらず、同取引の仕組みやリスク等に関する

理解を欠いたまま、被告従業員らの強い影響の下、その勧誘に従って取引を繰り返していたというべきであり、被告従業員らは、取引を勧誘する業者として、[ ]に対して商品先物取引の高い投機性、危険性、複雑性に対応するだけの正確かつ十分な説明義務を尽くしていなかったと評価するのが相当である。

したがって、被告従業員らには、取引を勧誘する業者として求められる説明義務違反があると認められる。

#### (4) 被告の主張に対する補足説明

以上に説示した説明義務違反の点に関し、被告は、①原告らが外国為替証拠金取引を開始し、原告会社が商品先物取引を開始するに当たり、被告従業員らは、原告らに対し、「Yutaka24取引ガイド」等の取引の概要、リスク等の記載された書面等を交付し、取引の仕組みやリスクを十分に説明しており、原告らは、取引内容等について理解している旨の回答をしているほか、原告会社([ ])は、取引の危険性を甘受することを認める旨の自筆の書面を作成して、被告に交付したりしていたのであるから、原告らは、取引の仕組みやリスクを理解した上で取引を行っていたはずである、②取引は、インターネットを通じて、[ ]の操作によって行われているのであるから、取引の責任を被告が負うものではないなどと主張しているので、検討する。

ア まず、上記①の点について、確かに、原告らが外国為替証拠金取引及び商品先物取引を開始するに当たり、被告従業員らが原告[ ]と面談し、取引の概要、リスク等が記載された書面等を交付し、その内容の読み上げを行っていること、原告[ ]がインターネット等において取引内容を理解していると回答していたことは、前記認定のとおりであるが（前記1(2), (3), (6), (10)）、これらの書面を顧客に交付してその概略の説明を行い、それに対して顧客が単に理解したと述べているのみでは、当該顧客の知識や経験等に応じ、十分な理解をさせる説明が行われたといえないことは、前記(1)

ないし(3)で認定判断したとおりである。

また、[REDACTED]が、原告会社の商品先物取引に関し、取引の危険性を甘受するかのような手書きの書面を作成し、これを被告に交付したこと（前記1(10)・(11)）については、原告ら以外の委託者が被告に対して提起した他の訴訟において、これとほとんど同趣旨の書面が当該委託者の作成文書として提出されている例があること（前記1(10)・(11)参照）からすれば、[REDACTED]の手書きによる書面も、真に[REDACTED]の認識に基づいて作成されたとは解し難く、むしろ被告従業員らの指示に基づいて作成された可能性が高いものというべきである。

イ また、上記②の点について、原告らの取引が、インターネットを通じて、[REDACTED]の操作によって行われたとしても、その前提となる原告らの知識・経験等が不十分なものであり、これに対して被告従業員らが十分な説明を行っていなかつたことは、既に説示したとおりである。したがって、原告らの取引がインターネットを通じて[REDACTED]自身の操作によって行われたことは、被告従業員らによる説明義務違反が認められるという結論を左右するものではないというべきである。

ウ 以上のとおりであるから、被告の上記主張は、いずれも採用することができない。

#### (5) 小括

以上によれば、原告[REDACTED]の外国為替証拠金取引についても、原告会社の外国為替証拠金取引及び商品先物取引についても、被告従業員らによる不十分な説明のもとで取引が開始され、取引の仕組みやリスク等に関する正確な理解を欠いたまま、被告従業員らの勧誘に従った取引が反復継続して行われていたというべきであるから、原告らのいずれの取引に関しても、被告従業員らには、取引を勧誘する業者として求められる説明義務違反があったものと認められる。

そして、被告従業員らの上記不法行為（説明義務違反）は、被告の事業の執行に関して行ったものと認められるから、原告らのその余の主張について判断するまでもなく、被告は、民法715条1項に基づき、不法行為によって原告が被った損害を賠償する責任を負うと認められる。

5 3. 争点2（原告らの損害の額）及び争点3（過失相殺）について

(1) 原告らの損害の額

前記2で認定判断した被告従業員らによる不法行為の態様をみると、原告  
10 [ ] の外国為替証拠金取引についても、原告会社の外国為替証拠金取引及び商品先物取引についても、取引の開始及び継続の双方について違法な点があったのであるから、原告[ ]につき生じた損金518万180.1円、並びに原告会社の外国為替証拠金取引につき生じた損金1787万6313円及び商品先物取引につき生じた損金105.9万7900円の全額が、原告らが不法行為によって被った損害となると認めるのが相当である。

(2) 過失相殺

15 原告らの各取引が行われた期間は、前記認定のとおり、原告[ ]の外国為替証拠金取引が平成25年3月19日から平成30年9月10日までの約5年6か月（別紙3参照）、原告会社の同取引が平成27年8月11日から平成30年8月10日までの約3年（別紙4参照）、原告会社の商品先物取引が平成28年10月20日から平成30年9月10日までの約1年11か月である（別紙5参照）。これを見ると、原告[ ]は、少なくとも外国為替証拠金取引に関しては、ある程度の期間にわたって経験を積んだものと解される上に、この間、[ ]という遠隔地に居住しているとはいえ、被告従業員らと何回かの面談をする機会があったほか、しばしば電話でも話をしていたのであるから、取引に関する自らの理解が不十分であることを被告従業員らに伝えるなどして、更なる説明を求めることが可能であったというべきである。また、原告[ ]は、原告会社の取引開始前である平成26年頃に

取引が一旦中断しており（前記1(5)），取引を継続するか否か等について冷  
静に省みる機会を有していたと解されるほか，ある程度の期間にわたって取  
引を継続し，かつ，取引には手数料がかかること自体は認識していたにもか  
かわらず，具体的な手数料の額に関心を払おうともしなかったことは（原告  
■本人・30, 33, 34頁等），軽率であると非難されてもやむを得ないところである。

これらの点に鑑みると，原告らが自ら損害の拡大を防止しようしなかつた  
ことが原告らの各取引における損害の発生や拡大に寄与していた一面がある  
ことは否定し難く，一定の過失相殺を行うことはやむを得ない。

以上のほか，外国為替証拠金取引については，商品先物取引と比して，取  
引の仕組みやリスクの理解，取引状況についての把握が比較的容易であった  
こと，その他本件に現れた一切の事情を考慮すると，外国為替証拠金取引に  
ついては6割，商品先物取引については3割の過失相殺をすることが相当で  
あると認められる。

したがって，被告が賠償すべき損害額は，原告■につき518万180  
1円の4割（小数点以下は四捨五入する。以下同じ。）に当たる207万2  
720円，原告会社の外国為替証拠金取引につき1787万6313円の4  
割に当たる715万0525円，原告会社の商品先物取引につき1059万  
7900円の7割に当たる741万8530円となる。

(3) また，本件の事案の性質及び内容等に照らすと，原告■について上記2  
07万2720円の約1割に当たる20万円，原告会社について上記合計1  
456万9055円の約1割に当たる145万円を，それぞれ本件の不法行  
為と相当因果関係のある弁護士費用として，被告に負担させることが相当で  
ある。

(4) 以上によれば，被告が賠償すべき原告■の損害は合計227万2720  
円，原告会社の損害は合計1601万9055円となる。

#### 第4 結論

よって、原告らの請求には主文の限度で理由があるからこれを認容し、その余の部分については理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

5 東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官

筒井健夫

裁判官

市野井哲也



裁判官市野井哲也は、差支えにつき、署名押印することができない。

裁判長裁判官

筒井健夫